入札・契約制度の概要等説明に関する質疑応答

Q. 今後、技術提案型等の入札方式が増えてくると思うが、提案された技術をどのように評価するのかがポイントとなる。参加資格の有無を判断する上で、その評価について苦情の対象となることが考えられる。
当委員会が所掌する再苦情の処理についてもこれらが問題となってくるのではないか。
A. 県ではすでに一般競争入札や公募型指名競争入札、ＶＥ方式の試行等を取り入れており、ＶＥ方式等の入札では技術的な審査を行うため、技術的な苦情もあり得る。
これらの苦情についても、最終的に再苦情という段階になれば当委員会で審議していただくことになる。

Q. 上記のように技術的事項を含んだ再苦情処理の案件が生じた場合には、必要により、専門部会を設けるなどの方法を検討してほしい。
A. 検討する。

Q. 入札参加資格停止措置の基準について、国や市町村等とのつながりはどうなっているのか。
参加資格の停止は業者にとっては重要な問題であり、停止措置の理由を明確にしておかないと苦情に対応できないし、業者間の不公平があっては問題ではないか。
A. 県の入札参加資格停止措置要領により、県発注工事以外の一般工事において問題があった場合も、内容により県として資格停止を行う場合がある。よって、情報の収集にあたってはできる限り努力しているが、現在のところ資格停止の情報を一括して集約するようなシステムはないので今後の課題ととらえている。なお、知り得た情報が同じ場合には同等の措置をしている。

Q. 当委員会の対象には各種公社等、県の外郭団体も含まれるのか。
A. 当委員会設置の根拠となる適正化法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の対象が県発注工事であることから、外郭団体については、対象としていない。

Q. 随意契約は250万円以下のものとなっているが、250万円を超えるものであっても随意契約を行っているものが見られるがなぜか。
A. 随意契約の適用については、地方自治法施行令上、250万円を超えるものであっても緊急性を要するもの等、適正な理由があれば随意契約できることとなっている。

抽出事案に関する質疑応答

Q. 入札参加資格審査による業者の格付けのもとになる点数化にあたって、国際規格ISO9000シリーズを取得していることという条件はないのか。そういう項目を採用している県もあると聞いている。業者の質の向上には必要であると思う。
A. 現在岐阜県が採用している客観点数の中にはそういった項目はないが、今後の採用を検討している主観点数の項目の中で、ご指摘の項目について検討している。

Q. 入札参加資格者の客観的評価については、基準化しているのか。
A. 国土交通省が全国統一的に定めたものを使用している。